

社福第 4 1 0 号  
平成 2 6 年 6 月 2 5 日

生活保護法指定医療機関 様

熊本県健康福祉部  
長寿社会局社会福祉課長

生活保護法の一部を改正する法律の概要と必要となる手続きのお知らせ  
日頃から生活保護行政に御協力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、標記のことについて、平成 2 6 年 7 月 1 日に「生活保護法の一部を改正する法律」(平成 2 5 年法律第 1 0 4 号。以下「改正法」という。)が施行されることに伴い、改正前の生活保護法(以下「旧法」という。)により指定を受けていた指定医療機関は、施行日において改正法による指定を受けたものと見なされることになりました。ただし、改正法の施行の際、改正法による指定医療機関の指定があったと見なされた指定は、施行日から 1 年以内に指定医療機関の申請をしなければ当該期間の経過によって効力が失われることとなります。

このことから、施行日以降も生活保護法による医療扶助のための医療を担当していただくためには、以下の手続きをとっていただくことが必要となりましたので、改正法の概要と併せお知らせいたします。

## 1 指定医療機関について

医療扶助のための医療を担当する機関は、国の開設した医療機関については厚生労働大臣の、その他の医療機関については開設者の申請により都道府県知事の指定を受けることとされています。

この指定を受けた医療機関を「指定医療機関」といいます。

## 2 改正法の概要について

多くの医療機関では適正な診療が行われている一方、一部で生じている医療機関の不正事案については、厳格な対処が必要であることから、指定医療機関制度の一部見直しを行うとともに、指導体制を強化することとなりました。

指定医療機関(病院若しくは診療所、薬局又は訪問看護事業者等)の指定要件及び指定取消要件が明確化されました

### ア 指定の要件

〔欠格事由の例〕

以下のいずれかに該当するときは、指定の申請をされても指定は受けられないと規定されました。

指定の申請をした医療機関が、健康保険法に規定する保険医療機関又は保険薬局でないとき。

医療機関の開設者又は管理者が、以下のいずれかに該当するとき。

- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えていない者
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなるまでの者

開設者又は管理者が指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。

開設者又は管理者が、指定の取消しの処分に係る通知を受けた日から当該処分をする日までの間に指定の辞退を申し出たことがあり、その申出の日から起算して5年を経過していないとき。

#### 〔指定除外の例〕

以下に該当するときは、指定の申請をされても指定されない場合があると規定されました。

生活保護の被保護者に対して実施した医療について、その内容に適切さを欠くおそれがあると重ねて指導を受けたとき。

#### イ 指定の取消要件

指定医療機関が以下のいずれかに該当するときは、指定が取り消されるか、又は期間を定めてその指定の全部又は一部の効力が停止されることが規定されました。

指定医療機関が、健康保険法に規定する保険医療機関又は保険薬局でなくなったとき。

指定医療機関の開設者又は管理者が禁錮以上の刑に処せられたとき。

指定医療機関の診療報酬の請求に不正があったとき。

指定医療機関が不正の手段を用いて指定医療機関の指定を受けたとき。

指定医療機関の指定の有効期間（改正前は無制限）について、6年間の有効期間（更新制）が導入されました

詳細については、下記「3 改正法の施行に伴う指定医療機関の申請について」及び「4 指定の更新」に記載しています。

指定医療機関又は保険医療機関のいずれかの指定が取り消された際に、両制度間で関連性を持たせて対応します

保険医療機関の指定取消があった場合、指定医療機関の取消が可能となります。

指定医療機関の指定取消の取消があった場合、都道府県知事は保険医療機関の指定取消要件に該当すると疑うに足りる事由があるときは、厚生労働大臣（地方厚生局長）に通知しなければならないことになりました。

過去の不正事案に対応するため、都道府県知事又は厚生労働大臣は、過去に指定医療機関の開設者であった人などに対しても、必要と認める事項の報告や診療録等の提出を命じたり、担当職員の実地検査等を受けさせたりすることができるようになりました。

都道府県知事又は市町村長は、偽りその他不正な手段により医療の給付に要する費用の支弁を受けた指定医療機関から、その指定医療機関が返還すべき額のほか、その額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を追加して徴収できることとなりました。

都道府県知事が指定した指定医療機関に対する指導等は通常都道府県が実施していますが、被保護者の利益を保護する緊急の必要があると厚生労働大臣又は地方厚生局長が判断したときは、厚生労働大臣又は地方厚生局長が指導等を行うこととなりました。

各地方厚生局に指定医療機関に対する指導等を行う専門の職員を配置することとなりました。

### 3 改正法の施行に伴う指定医療機関の申請について

平成26年6月30日までに、旧法による指定を受けている指定医療機関(改正前の生活保護法による指定を受けている医師又は歯科医師(いわゆる往診医師・歯科医師)を含む。)は、施行日において改正法の指定があったものとみなされます。

この、みなし指定を受けた指定医療機関は施行日から1年以内に改正後の規定による申請をしなければ、指定の効力を失うこととなります。

このことから、今後も生活保護法による医療扶助のための医療を担当しようとする医療機関は、改正後の生活保護法の規定による指定申請書を、所在地を所管する福祉事務所に提出していただく必要があります。

なお、今回の申請から指定申請書の他に指定を認めない事由に該当しない旨の誓約書を一緒に提出していただくこととなりました。

指定申請書・誓約書の様式は別添のとおりです

改正法施行後の申請様式、誓約書様式については熊本県ホームページからもダウンロードしていただけます。

指定申請書・誓約書を御提出いただきますと、当県が審査を行い、改正後の生活保護法の規定により指定します。

### 4 指定の更新

改正法施行後に指定を受けられた後の、最初の指定更新手続きは6年後ではなく、各医療機関に対する健康保険法の指定の効力が失われる前日までに行っていただく必要があります。ただし、改正法施行日から1年以内に当該前日が到来する場合

は、当該前日から6年を経過する日までに更新を行うこととなります。

2回目の指定更新手続きは最初の更新の6年後となります。これにより、健康保険法の規定による保険医療機関としての指定の更新手続きと時期をあわせて、生活保護法の規定による指定の手続きを行っていただくこととなります。3回目以降も同じです。

また、指定訪問看護事業者等の最初の指定の更新について、健康保険法による指定を受けている訪問看護事業者（介護保険法による指定を受けているものを除く）は、施行日から6年を経過する日までに行っていただくこととなります。

さらに、上記以外の訪問看護事業者等の場合は、介護保険法の指定の有効期間の満了日までに行っていただくこととなります。ただし、当該日が施行日から1年以内に到来する場合は、当該日から6年を経過する日までに行っていただくこととなります。

なお、医療機関のうち、開設者である医師若しくは薬剤師のみが診療や調剤を行っている医療機関や、開設者と同一の世帯に属する人のみが診療や調剤に従事している医療機関の場合は、この指定の更新について、指定の効力を失う日の前6カ月から同じ日の前3カ月までに別段の申し出をされないときは、更新の申請をされたものと見なすこととなります。